平成２７年（フ）第９７４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵307番地１　メゾン・ド・セリシエ　302号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字新原378番地２　リアントゥール新原10号
破産者　大濱　秀和
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９８９号
福岡市博多区金の隈１丁目37番２―302号
破産者　松尾　優紀
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３４号
福岡県宗像市田久５丁目10―15　ベルハウス自由ヶ丘１－Ｅ－２、住民票上の住所福岡県宗像市日の里５丁目３番地２　52棟101号
破産者　喜島　憂子
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４７号
福岡県春日市春日原北町５丁目115番地
破産者　小川幸治郎
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５８号
福岡市西区大字千里437番地
破産者　高橋　　誠
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９１号
福岡県糸島市二丈吉井1527番地
破産者　宮崎　正友
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５５号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ３丁目５番14号
破産者　池田　龍司
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４５号
福岡市博多区豊１丁目８番13―706号
破産者　常門　志光
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５００号
福岡市南区井尻５―20―23　中島荘２号　伊藤秀善方、住民票上の住所福岡市早良区田村３丁目23番35―302号
破産者　鶴田　　豊
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４０６号
福岡市東区大岳１丁目17番30―405号、前住所福岡市南区大橋２丁目29番33―305号
破産者　大津　保彦
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６７号
福岡県直方市大字上境1423番地２
破産者　岩熊　　亮
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４５号
佐賀市天祐１丁目８番47号　コーポテルＢ101
破産者　加藤たき子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６９号
北海道千歳市北信濃724番地　第１地対艦ミサイル連隊本管中
破産者　吉村　秀生
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４号
岩手県北上市鍛冶町３丁目２番43号　シルキーハウス201号、旧住所東京都渋谷区笹塚３丁目35番２号　メゾンフォルテ　103
破産者　加藤　孝幸
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第６５号
群馬県みどり市東町花輪293番地１
破産者　斎藤　　徹
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３５３号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番５―703号
破産者　秋元　　寛
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８９号
埼玉県戸田市下前１丁目11番20―760号、開始決定時の住所埼玉県吉川市きよみ野４丁目14番地６
破産者　増田　竜一
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目４番３号　サンハイムⅡ101号
破産者　染谷　　誠
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目４番３号　サンハイムⅡ101号
破産者　染谷　松代
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係